

## IFRIC Update 2020年3月

IFRIC Update は、IFRS 解釈指針委員会（委員会）が公開の会議で至った決定の要約である。

委員会は、2020年3月3日にロンドンで会合し、下記の項目について議論した。

### 委員会の暫定的なアジェンダ決定

- リース料が変動するセール・アンド・リースバック（IFRS 第 16 号「リース」） — アジェンダ・ペーパー2
- 子会社に対する投資に係る繰延税金（IAS 第 12 号「法人所得税」） — アジェンダ・ペーパー3

### 委員会のアジェンダ決定

- 超インフレの在外営業活動体の換算 — 為替差額の表示（IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」及び IAS 第 29 号「超インフレ経済下の財務報告」） — アジェンダ・ペーパー4A
- 在外営業活動体が超インフレとなる前の為替差額累計額（IAS 第 21 号及び IAS 第 29 号） — アジェンダ・ペーパー4B
- 在外営業活動体が初めて超インフレとなる際の比較対象金額の表示（IAS 第 21 号及び IAS 第 29 号） — アジェンダ・ペーパー4C
- 契約を履行するための訓練コスト（IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」） — アジェンダ・ペーパー5

### その他の事項

- 委員会の仕掛中の作業 — アジェンダ・ペーパー6

## 委員会の暫定的なアジェンダ決定

委員会は、以下の事項について議論を行い、委員会の基準設定アジェンダに追加しないことを暫定的に決定した。委員会は、これらの暫定決定（当該項目を基準設定アジェンダに追加しない理由を含む）を今後の会議で再検討する予定である。委員会は暫定的なアジェンダ決定に対するコメントを求めている。関心のある関係者は、コメントを 2020 年 5 月 13 日までに open for comment ページで提出することができる。すべてのコメントは公開の記録に記載されウェブサイトに掲載される。ただし、回答者が機密とすることを要請し我々がその要請を認めた場合は除く。そうした要請は、十分な理由（例えば、商業上の機密）の裏付けがない限り、通常は認めない。委員会は、2020 年 5 月 13 日までに書面で受け

### 関連情報

今後の IFRS 解釈指針委員会の  
会議日程：

2020年4月29日

[解釈指針委員会の未確定項目](#)

取ったすべてのコメントを考慮する。受け取ったコメントを分析したアジェンダ・ペーパーには、その日までに受け取ったコメントのみの分析が記載される。

## リース料が変動するセール・アンド・リースバック（IFRS 第 16 号「リース」） — アジェンダ・ペーパー2

委員会は、リース料が変動するセール・アンド・リースバック取引に関しての要望を受けた。この要望書に記載された取引では、次のようになっている。

- a. 企業（売手である借手）がセール・アンド・リースバック取引を行い、それにより有形固定資産項目（有形固定資産）を他の企業（買手である貸手）に譲渡し、当該資産を5年間リースバックする。
- b. この有形固定資産の譲渡は、資産の売却として会計処理するためのIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の要求事項を満たしている。買手である貸手が売手である借手に有形固定資産の対価として支払う金額は、取引日における有形固定資産の公正価値に等しい。
- c. 当該リース料（市場のレートで行われる）には、変動リース料が含まれており、5年のリース期間中に有形固定資産を使用して生み出される売手である借手の収益の一定割合として計算される。売手である借手は、この変動リース料はIFRS第16号に記述されている実質上の固定リース料ではないと判断している。

要望書は、記述された取引において、売手である借手がリースバックから生じる使用権資産をどのように測定し、その結果、取引日に認識する利得又は損失の金額をどのように決定するのかを質問していた。

委員会は、要望書に記載された取引に適用される要求事項はIFRS第16号の第100項であると考えた。第100項は次のように述べている。「売手である借手による資産の譲渡が、資産の売却として会計処理するためのIFRS第15号の要求事項を満たす場合には、(a) 売手である借手は、リースバックから生じた使用権資産を、資産の従前の帳簿価額のうち売手である借手が保持した使用権に係る部分で測定しなければならない。したがって、売手である借手は、買手である貸手に移転された権利に係る利得又は損失の金額のみを認識しなければならない。（以下略）」

したがって、リースバックから生じる使用権資産を測定するため、売手である借手は、買手である貸手に譲渡した有形固定資産のうち保持した使用権に係る部分を決定する。これは、取引日において、リースバックを通じて保持する使用権を、有形固定資産全体を構成する権利と比較することによって行う。IFRS第16号は、その部分を算定する方法を定めていない。要望書に記載された取引では、売手である借手は、この部分を、例えば、(a) 予想されるリース料（変動リース料を含む）の現在価値と(b) 取引日における有形固定資産の公正価値との比較によって算定することが考えられる。

売手である借手が取引日において認識する利得又は損失は、リースバックから生じる使用権資産の測定の結果である。売手である借手が保持する使用権は、取引の結果として再測定されるものではない（有形固定資産の従前の帳簿価額の一部として測定される）ので、認識される利得又は損失の金額は、買手である貸手に移転された権利のみに関するものである。IFRS第16号の第53項(i)を適用して、売手である借手は、セール・アンド・リースバック取引から生じた利得又は損失を開示する。

売手である借手はまた、たとえ当該リース料のすべてが変動であり指標又はレートに応じて決まるものではない場合であっても、取引日においてリース負債を認識する。リース負債の当初測定は、IFRS第16号の第100項(a)を適用して使用権資産がどのように測定されるか（及び算定されるセール・アンド・リースバック取引に係る利得又は損失）の結果である。

### 設例

売手である借手がセール・アンド・リースバック取引を行い、それにより資産（有形固定資産）を買手である貸手に譲渡し、当該有形固定資産を5年間リースバックする。当該有形固定資産の譲渡は、有形固定資産の売却として会計処理するためのIFRS第15号の要求事項を満たしている。

有形固定資産の売手である借手の財務諸表における取引日現在の帳簿価額はCU1,000,000であり、有形固定資産に対して買手である貸手が支払った金額はCU1,800,000（取引日現在の有形固定資産の公正価値）である。当該リース料（市場のレートで行われる）のすべてが変動であり、5年のリース期間中に有形固定資産を使用して生み出される売手である借手の収益の一定割合として計算される。取引日において、予想されるリース料の現在価値はCU450,000である。当初直接コストはない。

売手である借手は、有形固定資産のうち保持した使用权に係る部分を、予想されるリース料の現在価値を使用して計算することが適切であると判断する。これに基づくと、有形固定資産のうち保持した使用权に係る部分は25%であり、これは、CU450,000（予想されるリース料の現在価値）÷CU1,800,000（有形固定資産の公正価値）として計算される。したがって、当該有形固定資産のうち買手である貸手に移転された権利に係る部分は75%であり、これは(CU1,800,000－CU450,000)÷CU1,800,000として計算される。

第100項(a)を適用して、売手である借手は次のようにする。

- a. 使用权資産をCU250,000で測定する。これは、CU1,000,000（有形固定資産の従前の帳簿価額）×25%（有形固定資産のうち保持する権利に係る部分）として計算される。
- b. 取引日においてCU600,000の利得を認識する。これは買手である貸手に移転された権利に係る利得である。この利得は、CU800,000（有形固定資産の売却益の合計(CU1,800,000－CU1,000,000)）×75%（有形固定資産のうち買手である貸手に移転された権利に係る部分）として計算される。

取引日において、売手である借手は当該取引を次のように会計処理する。

(借方) 現金	CU1,800,000	
(借方) 使用权資産	CU250,000	
(貸方) 有形固定資産		CU1,000,000
(貸方) リース負債		CU450,000
(貸方) 移転した権利に係る利得		CU600,000

委員会は、IFRS第16号の諸原則及び要求事項は、要望書に記載されたセール・アンド・リースバック取引の会計処理を企業が取引日において決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを「決定した」。

### IFRS第16号の狭い範囲の修正

委員会は、審議会がIFRS第16号を修正して、売手である借手がIFRS第16号の事後測定の要求事項をセール・アンド・リースバック取引で生じるリース負債にどのように適用するのかを定めるよう提言した。審議会は委員会の提言を今後の会議で検討する。

### 子会社に対する投資に係る繰延税金（IAS第12号「法人所得税」） — アジェンダ・ペーパー3

委員会は、企業が連結財務諸表において、子会社に対する投資に係る繰延税金をどのように会計処理するのかに関しての要望を受けた。この要望書に記述された事実パターンでは、次のようになっている。

- a. 子会社の未分配利益が、子会社に対する企業の投資に関連した将来加算一時差異を生じさせる。

- b. 企業は、子会社に対する投資に係る繰延税金負債の認識に対する例外を適用するための IAS 第 12 号の第 39 項の条件は満たされていないと判断した。これは、当該子会社が予測可能な期間内に利益（分配可能である）を分配すると企業が見込んでいるからである。
- c. 企業と子会社は次のような法域で営業している。
  - i. 利益は分配された時にのみ課税される。すなわち、未分配利益に適用される法人所得税率（未分配税率）は 0% である。
  - ii. 利益分配には 20% の税率（分配税率）が適用される。ただし、企業が行う利益分配は、子会社が当該利益についてすでに課税されている範囲に対しては課税されない。すなわち、利益分配が課税されるのは一回だけである。

要望書は、企業が子会社に対する投資に関連した将来加算一時差異について繰延税金負債を認識するのかどうかを質問していた。

IAS 第 12 号の第 39 項は、企業が子会社に対する投資に関連したすべての将来加算一時差異について繰延税金負債を認識することを要求しているが、次の場合は例外としている。(a) 親会社が当該一時差異を解消する時期をコントロールすることができ、かつ、(b) 予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合である。

要望書に記載された事実パターンでは、子会社に対する企業の投資に関連した将来加算一時差異がある。企業はまた、IAS 第 12 号の第 39 項における認識の例外は適用されないと判断している。当該一時差異は、予測可能な期間内に子会社が未分配利益を分配する際に解消する可能性が高いからである。したがって、委員会は、企業はその将来加算一時差異について繰延税金負債を認識すると結論を下した。

IAS 第 12 号の第 51 項は、繰延税金資産及び繰延税金負債の測定において、「企業が報告期間の末日時点で、資産及び負債の帳簿価額の回収又は決済を見込んでいる方法から生じる税務上の影響」を反映することを企業に要求している。

要望書に記載された事実パターンでは、企業は、子会社に対する投資の帳簿価額を子会社による利益の分配を通じて回収すると見込んでおり、これは分配税率で課税されることとなる。したがって、委員会は、IAS 第 12 号の第 51 項を適用するにあたり、企業は分配税率を使用して子会社に対する投資に係る繰延税金負債を測定すると結論を下した。

委員会は、要望書に記載された事実パターンにおいては、企業は IAS 第 12 号の第 57A 項を適用しないと考えた。すなわち、同項は報告企業が支払う配当に関してのみ適用される。さらに、IAS 第 12 号の第 52A 項は、それ自体が利益の分配の税務上の影響を反映する税金の測定には適用されない。

委員会は、IAS 第 12 号の諸原則及び要求事項が、要望書に記載された事実パターンにおいて企業が繰延税金を会計処理するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会は、この事項を基準設定アジェンダに追加しないことを [決定した]。

## 委員会のアジェンダ決定

アジェンダ決定の公表のプロセスは、しばしば、それ以外では利用可能でなくそれ以外で入手することが合理的に予想できなかった新しい情報を提供する説明資料をもたらすことがある。このため、企業は、アジェンダ決定の結果として会計方針を変更する必要があると判断する場合がある。審議会は、企業はその判断を行い変更を適用するための十分な時間を与えられるであろうと予想している（例えば、企業は、変更を適用するために、新しい情報を入手したりシステムを修正したりすることが必要となる場合がある）。

委員会は、以下の事項について議論し、基準設定アジェンダに追加しないことを決定した。

### 超インフレの在外営業活動体の換算 — 為替差額の表示（IAS第21号「外国為替レート変動の影響」及びIAS第29号「超インフレ経済下の財務報告」） — アジェンダ・ペーパー4A

委員会は、IAS 第 21 号及び IAS 第 29 号の適用に関する要望を受けた。この要望書に記述された事実パターンでは、企業は次のようになっている。

- a. 超インフレ経済（IAS 第 29 号で定義）の通貨ではない表示通貨を有している。
- b. 機能通貨が超インフレ経済（IAS 第 29 号で定義）の通貨である在外営業活動体（超インフレ在外営業活動体）を有している。
- c. 連結財務諸表を作成するにあたり、超インフレ在外営業活動体の営業成績及び財政状態を表示通貨に換算する。

IAS 第 21 号の第 43 項は、IAS 第 21 号の第 42 項に示されている換算方法を適用する前に、超インフレ在外営業活動体の営業成績及び財政状態を IAS 第 29 号を適用して修正再表示することを企業に要求している（修正再表示／換算アプローチ）。修正再表示／換算アプローチの適用は、超インフレ在外営業活動体に対する企業の純投資の変動を生じる可能性がある。この変動には 2 つの影響が含まれる。

- a. 超インフレ在外営業活動体の資本に対する企業の持分を IAS 第 29 号で要求されているように修正再表示することにより生じる修正再表示の影響
- b. 超インフレ在外営業活動体の資本に対する企業の持分を以前の決算日レートとは異なる決算日レートで換算することにより生じる換算の影響（IAS 第 29 号で要求されている修正再表示の影響を除く）

これを単純な例で例示するため、報告期間の期首において、ある企業が、現地通貨（LC）で 1,000 の非貨幣性資産を有し他の資産及び他の負債はない超インフレ在外営業活動体に対して 100% の持分を有していると仮定する。したがって、この在外営業活動体は LC1,000 の純資産（及び資本）を有している。報告期間中の超インフレ経済の一般物価指数の変動は 200% である。企業は、例えば、次のように計算することが考えられる。

- a. 修正再表示の影響を  $(LC1,000 \times (1 + 200\%) - LC1,000) \times$  期末為替レートとして計算する。この計算は、超インフレ在外営業活動体の資本 LC1,000 に対する企業の持分を、IAS 第 29 号を適用して修正再表示し、企業の表示通貨で報告したものを反映している。
- b. 換算の影響を  $(LC1,000 \times$  期末為替レート)  $- (LC1,000 \times$  期首為替レート) として計算する。この計算は、超インフレ在外営業活動体の純資産 LC1,000 に対する企業の持分（IAS 第 29 号で要求されている修正再表示の影響を除く）に、期首為替レートと期末為替レートの差額を乗じたものを反映している。

要望書は、企業が修正再表示及び換算の影響を財政状態計算書においてどのように表示するのかを質問していた。

#### 修正再表示及び換算の影響は為替差額の定義を満たすのか

IAS 第 21 号の第 8 項は、為替差額を「ある通貨の特定の数量単位を異なった為替レートにより他の通貨に換算することにより生じる差額」と定義している。委員会は、要望書に記載された事実パターンでは、換算の影響のみが為替差額の定義を満たすか、又は修正再表示及び換算の影響の複合がその定義を満たすかのいずれかであると結論を下した。

#### 企業は超インフレ在外営業活動体の換算から生じる為替差額をどのように表示するか

委員会は、為替差額の認識（又は表示）を定めている IAS 第 21 号の要求事項のすべてが、為替差額を純損益又はその他の包括利益（OCI）において認識（又は表示）することを企業に要求していることに着目した。IAS 第 21 号は、為替差額を純損益又は OCI に認識することを要求しており、資本には言及していない。為替差額は収益又は費用の定義を満たすからである。したがって、委員会は、企業は為替差額を資本に直接認識しないと結論を下した。

IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 7 項は、OCI の内訳項目に「在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる利得及び損失」が含まれると述べている。IAS 第 21 号の第 41 項は、超インフレではない在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替差額は純損益ではなく OCI に認識され、それは「為替レートの変動が営業活動からの現在及び将来のキャッシュ・フローに与える直接の影響が、ほとんど又は全くない」からであると説明している。委員会は、この説明は在外営業活動体の機能通貨が超インフレである場合にも当てはまると考えた。したがって、委員会は、企業は超インフレ在外営業活動体の換算から生じる為替差額を OCI に表示すると結論を下した。

### 修正再表示及び換算の影響に対する IFRS 基準の要求事項の適用

委員会は、要望書に記載された事実パターンでは、企業は次のいずれかで表示すると結論を下した。

- a. 修正再表示及び換算の影響を OCI に表示する（それら 2 つの影響の複合が IAS 第 21 号の為替差額の定義を満たすと企業が考える場合）
- b. 換算の影響を OCI に表示する（換算の影響のみが IAS 第 21 号の為替差額の定義を満たすと企業が考える場合）。この場合、IAS 第 29 号の第 25 項の要求事項と総合的に、企業は修正再表示の影響を資本に表示する。

委員会は、これらの分析に照らして、超インフレ在外営業活動体の修正再表示及び換算から生じる為替差額の表示に関するプロジェクトを基準設定アジェンダに追加すべきかどうかを検討した。委員会は、その範囲のプロジェクト（超インフレ在外営業活動体の会計処理の他の側面と切り離して行う場合）が、コストを上回るのに十分な財務報告の改善をもたらすであろうという証拠を得ていない。したがって、委員会は、この事項を基準設定アジェンダに追加しないことを決定した。

### 在外営業活動体が超インフレとなる前の為替差額累計額（IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」及び IAS 第 29 号「超インフレ経済下の財務報告」） — アジェンダ・ペーパー 4B

委員会は、IAS 第 21 号及び IAS 第 29 号の適用に関する要望を受けた。この要望書に記載された事実パターンでは、企業は次のようになっている。

- a. 超インフレ経済（IAS 第 29 号で定義）の通貨ではない表示通貨を有している。
- b. 機能通貨が超インフレ経済（IAS 第 29 号で定義）の通貨である在外営業活動体（超インフレ在外営業活動体）を有している。
- c. 連結財務諸表を作成するにあたり、超インフレ在外営業活動体の営業成績及び財政状態を表示通貨に換算する。

在外営業活動体が超インフレとなる前は、IAS 第 21 号は企業に次のことを要求している。

- a. 超インフレではない在外営業活動体の営業成績及び財政状態の換算から生じる為替差額をその他の包括利益（OCI）に表示する。
- b. 当該為替差額の累計額（超インフレ前の為替差額の累計額）を資本の独立の内訳項目に表示する。

要望書は、在外営業活動体が超インフレとなった時に、企業が資本の中で超インフレ前の為替差額の累計額を再分類するのかどうかを質問していた。すなわち、企業は超インフレ前の為替差額の累計額を、その後純損益に振り替えることのない資本の内訳項目に振り替えるのかどうかである。

IAS第21号の第41項は、OCIに認識した為替差額の累計額を「在外営業活動体の処分時まで」資本の独立の内訳項目に表示することを企業に要求している。さらに、IAS第21号の第48項及び第48C項は、当該為替差額の累計額（又は当該累計額に対する比例的な持分）を在外営業活動体の処分（又は部分的処分）時に資本から純損益に振り替えることを企業に要求している（第48C項に定める場合を除く）。

したがって、委員会は、要望書に記載された事実パターンでは、企業は当該為替差額の累計額を在外営業活動体の処分時（又は部分的処分）まで資本の独立の内訳項目（IAS第21号の第48項又は第48C項が適用される）として表示すると結論を下した。企業は、在外営業活動体が超インフレとなった時に、超インフレ前の為替差額の累計額について資本の中で振替を行わない。

委員会は、IAS第21号の諸原則及び要求事項が、在外営業活動体が超インフレとなった時に超インフレ前の為替差額の累計額をどのように表示すべきかを企業が決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会は、この事項を基準設定アジェンダに追加しないことを決定した。

#### **在外営業活動体が初めて超インフレとなる際の比較対象金額の表示（IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」及び IAS 第 29 号「超インフレ経済下の財務報告」） — アジェンダ・ペーパー4C**

委員会は、IAS第21号及びIAS第29号の適用に関する要望を受けた。この要望書に記載された事実パターンでは、企業は次のようになっている。

- a. 超インフレ経済（IAS第29号で定義）の通貨ではない表示通貨を有している。
- b. 機能通貨が超インフレ経済（IAS第29号で定義）の通貨である在外営業活動体（超インフレ在外営業活動体）を有している。
- c. 連結財務諸表を作成するにあたり、超インフレ在外営業活動体の営業成績及び財政状態を表示通貨に換算する。

要望書は、企業は在外営業活動体について表示する比較対象金額を以下において修正再表示するのかどうかを質問していた。

- a. 在外営業活動体が超インフレとなった期間に係る年次財務諸表
- b. 在外営業活動体が超インフレとなった後の年度の期中財務諸表（在外営業活動体が比較対象の期中報告期間では超インフレではなかった場合）

アウトリーチへの回答、受け取ったコメントレター及び追加的なりサーチに基づき、委員会は、要望書における質問に関して、IAS第21号の適用の不統一はほとんどないと考えた。すなわち、IAS第21号の第42項(b)を適用するにあたり、企業は一般的に前述の状況において期中財務諸表又は年次財務諸表における比較対象金額を修正再表示していない。したがって、委員会は、この事項が広がりのある影響を有しているという証拠を得ていない。

したがって、委員会は、この事項を基準設定アジェンダに追加しないことを決定した。

#### **契約を履行するための訓練コスト（IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」） — アジェンダ・ペーパー5**

委員会は、顧客との契約を履行するために生じる訓練コストに関して要望を受けた。この要望書に記載された事実パターンは、次のとおりである。

- a. ある企業がIFRS 第 15 号の範囲に含まれる顧客との契約を締結する。当該契約は、外注サービスの提供に関するものである。
- b. サービスを顧客に提供できるようにするために、企業には従業員を訓練するためのコストが生じる。従業員が顧客の設備及び工程を理解するようにするためのものである。この訓練コストはIAS 第 38 号「無形資産」の第 15 項に記述されている。企業は、当該訓練から生じると期待される将来の経済的便

益に対して、無形資産の定義を満たすのに十分な支配を有してはいない。従業員は企業の雇用を離れることができるからである。IFRS 第 15 号を適用して、企業はこの訓練活動を履行義務として識別しない。

- c. 当該契約は、企業が顧客に次のような従業員の訓練のコストを請求することを認めている。(i) 契約開始時における企業の従業員、及び(ii) 顧客の営業の拡大の結果として企業が雇用する新たな従業員。

この要望書は、企業が当該訓練コストを資産として認識するのか発生時に費用として認識するのかを質問していた。

#### **どの IFRS 基準が当該訓練コストに適用されるのか**

IFRS 第 15 号の第 95 項は、顧客との契約を履行するために生じたコストが他の IFRS 基準の範囲に含まれない場合に、かつ、第 95 項に定めた 3 つの要件をすべて満たす場合にのみ、当該コストから資産を認識することを企業に要求している。したがって、第 95 項の要件を評価する前に、企業はまず、契約を履行するために生じた訓練コストが他の IFRS 基準の範囲に含まれるのかどうかを検討する。

IAS 第 38 号の第 2 項から第 7 項は、当該基準の範囲を記述しており、第 5 項は訓練に関する支出を IAS 第 38 号の範囲に明示的に含め、IAS 第 38 号は「特に、広告、教育・訓練、開業準備、研究及び開発活動に関する支出に適用される」と述べている。したがって、委員会は、要望書に記載された事実パターンでは、企業は顧客との契約を履行するために生じた訓練コストを会計処理する際に IAS 第 38 号を適用すると結論を下した。

#### **IAS 第 38 号の適用**

IAS 第 38 号の第 69 項(b)は、訓練活動に関する支出を、「企業に経済的便益を提供するために発生したが、認識できるような無形資産又はその他の資産の取得や創出がない」支出の一例として含めている。したがって、第 69 項は、そうした訓練活動に関する支出は発生時に費用として認識されると述べている。IAS 第 38 号の第 15 項は、「企業は通常、熟練した職員のチーム及び訓練から生じると期待される将来の経済的便益に対して、これらの項目が無形資産の定義を満たすのに十分な支配を有していない」と説明している。

さらに、契約を履行するためのコストに関しての IFRS 第 15 号の要求事項を説明するにあたり、IFRS 第 15 号の BC307 項は、「他の基準が特定のコストから生じる資産の認識を禁じている場合には、IFRS 第 15 号に基づいて資産を認識することはできない」と述べている。

したがって、委員会は、要望書に記載された事実パターンでは、企業は顧客との契約を履行するために生じた訓練コストを発生時に費用として認識すると結論を下した。委員会は、企業が訓練のコストを顧客に請求する能力はこの結論に影響を与えないことに留意した。

委員会は、IFRS 第 15 号及び IAS 第 38 号の諸原則及び要求事項は、企業が顧客との契約を履行するために生じた訓練コストの会計処理を決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを決定した。

## その他の事項

### **委員会の仕掛中の作業 — アジェンダ・ペーパー6**

委員会は、2020年3月の会議で議論しなかった事項の現状についてのアップデートを示した報告書を受け取った。



Disclaimer: The content of this *Update* does not represent the views of the International Accounting Standards Board or the IFRS® Foundation and is not an official endorsement of any of the information provided. The information published in this *Update* originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge.

免責事項：本アップデートの内容は、IASB 及び IFRS 財団の見解を表わすものではなく、提供されるいかなる情報も公式に承認されたものではない。本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。

Copyright © IFRIC *Update* is published after every IFRS Interpretations Committee meeting by the IFRS Foundation.  
コピーライト © IFRIC *Update* は各 IFRS 解釈指針委員会会議の後に IFRS 財団により公表されるものである。  
ISSN 1477-206X